

# 現代資本主義と労働基準(1)

三 好 正 巳

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 労働基準と価値法則
  - (1) 価値規定と労働基準
  - (2) 工場法と労働基準
- 3 労働基準と資本主義社会
  - (1) 労働基準と生活基準
  - (2) 国家による階級「統合」と労働基準（以上、本号）
- 4 国家独占資本主義と労働基準
  - (1) 労働力誘導政策と労働基準
  - (2) 労働福祉政策と労働基準
- 5 帝国主義的同盟と労働基準
  - (1) 自由貿易市場と労働基準
  - (2) 国際労働基準と国内基準
- 6 む す び

## 1 はじめに

現代資本主義と労働基準のこの主題は、国家独占資本主義の危機ということに直面した独占資本が、私的所有を維持するために再形成しようとする社会体制における労働基準を対象とするものである。そのために、また、資本の自由競争とその資本活動の法的規制との間の対抗のもとで形成される労働基準の基本的性格を明らかにしようとすることでもある。

すなわち、現代資本主義の社会体制が、労働基準の再形成過程を規定するばあいの、その社会的諸関係の独自性を考慮するまえに、資本主義の労働基準の

一般的性格について明らかにしておくことが必要である。この資本主義の労働基準の一般的性格を明らかにしようとするれば、労働基準の経済学的内容を明らかにしなければならない。資本主義の労働基準の経済学的解明は、それ自体1つの大きな理論課題である。なぜなら、労働基準が社会的に承認される過程、すなわち社会的制度によって保障された水準を形成する過程は、経済的領域のみならず政治的領域を、さらにはイデオロギー的領域をも含むからである。したがって、労働基準の解明は、経済学に国家の問題の取扱いを求めるものであって、あらためて、経済と政治の分離と、両者の統一構成の論理を要請せずにはおかない。もともと、マルクスの『資本論』における工場法の記述が、その理解をめぐって提起<sup>1)</sup>した課題によって示しているものは、経済学に国家の問題がどのように係わるかということ、すなわち資本主義を社会構成として解明する論理をめぐる問題にほかならなかったといえるものである。

ところで、資本主義における労働基準の一般的性格を明らかにしようとするれば、労働基準を近代社会の経済的運動法則の中でとらえねばならないが、それは、労働基準を価値法則に即して解明するということである。このことは、労働基準を商品生産における価値規定、価格規定にかかわってとらえることを意味する。

しかし、労働基準を、近代社会の社会的基準として解明することは、労働者階級の発展をはばんでいる障害を法的に撤去できるかぎり的一切を除去することが、支配階級の利益になるということと、それが社会の発展における意味を明らかにすることである。すなわち、第1の意味は、イギリス工場法についてマルクスが『資本論』の中で詳細に叙述した理由ないし意図とも関連している。マルクスは、『資本論』第1版の序文の中で、工場法が欠けていること<sup>2)</sup>によって、資本主義的生産の発達による「近代的窮迫」とともに、「一連の前時代から受けついで窮迫」によって労働者が圧迫されているとしている。そのうえで、「古くさい旧式となった生産様式が、その反時代的な社会的・政治的諸関係の付随物をともなって残っている」ことから生じる窮迫を除去すること、それによって労働者階級が発展することは資本家階級にとって利益となることを指摘

している。ついで、工場法のこのような把握のうえで、マルクスは近代社会の経済的運動法則を究知しえたとしても、社会が自然の発展段階を飛びこえることはできないし、これを法令で取り除くこともできないといっている。しかし、他方で経済法則を究知することによって、「社会はその生みの苦しみを短くし、緩和することはできる」としているが、この指摘は、労働基準を考えるばあい、われわれが注意を払わねばならない第2の意味である。

さて、労働基準について、以上のような基礎的理解をしたうえで、国家独占資本主義のもとでの労働基準、帝国主義的同盟のもとでの労働基準を解明することになる。国家独占資本主義と帝国主義的同盟との2つの次元において労働基準をとらえようとするのは、労働基準を社会的なものとしてとらえるにしても、基準の経済的内容自体が国家の関与を受ける局面、すなわち、一国的、国際的の局面の二重の検討を抜きにしては、今日的要請に対応する理論的具体化が不可能だからである。くりかえしていえば、労働基準を価値法則に即して明らかにするとき、国家との関係で、つぎに国際関係の中でとらえるということが労働基準の理論を具体化するための必要な順序と考えるからである。ただし、こうした具体化の過程で、それぞれの論理的次元における独自の理論課題があることは勿論である。それらの課題は、各章節で闡明される内容でもある。以上のような内容の構成によって、現代資本主義の労働基準を社会的に性格づけることが可能になるという仮説にもとづき、それを理論的に検証することが本稿の意図するところである。

- 1) 宇野弘蔵氏は、その「原理論」を貫徹するために、「原理論でただちに『資本と労働との関係にたいする法的干渉や労働運動など』を解明しうることは、たとえば工場法と社会政策とを混同することになるばかりでなく、原理論の規定自身が商品経済的に形式化して内容のないものとなり、資本主義の基本的規定を与ええないものともなる」(宇野弘蔵『演習経済原論』、『宇野弘蔵著作集』第2巻、岩波書店、1973年所収、288ページ)としている。氏によれば、工場法としての労働時間の法的制限は、「商品経済外的な要因」として、「段階論」の課題とされる。工場法と区別された、すなわち工場法としての労働時間の法的制限である社会政策は、「資本主義の根本をなす労働力の商品化による矛盾そのものを、その発現による結果に対する救済をもって、否認しようとするものである」(同書、253ペ

ージ）というわけである。

また、氏原正治郎氏は、社会保険とか工場法をもって、「事実としての社会政策」とは見ず、社会政策思想が自分の社会政策的価値からみて有意味で効果的であるがゆえに、提起され実現したもの、すなわち事実としてあるものとしての社会保険、工場法だとされる（労働問題文献研究会編『日本の労働問題』、総合労働研究所、1966年、30ページ）。こうした主張は、「政策学一般の否定」、ただし政策提案の学としてとらえた政策学の否定を含意している。

以上のごとく、『資本論』の工場法の記述は、資本主義経済の内的法則と、階級闘争および国家の問題との関連について、経済理論、社会政策論の領域における論義を生むこととなった。

- 2) マルクスが、「イギリス工場立法の歴史と内容と結果」を『資本論』の中で詳細に叙述した意味を忘れるべきでない。「近代社会の経済的運動法則」を闡明することで、「一国民は他の国民から学ぶべきものであるし、また学びうるものである」ことを指摘している（マルクス『資本論』岩波文庫版(1)、16ページ）。それは、つぎのような内容を含意している。すなわち、経済的な社会構造の発展が自然史的過程であるという意味では、個人は経済的範疇の人格化であって、社会的諸関係に責任を負わされるものではないということである。しかしながら、ただ、「社会はその生みの苦しみを短くし、緩和することはできる」ということにおいて、階級闘争も工場法も、その位置をあたえられているのである。

## 2 労働基準と価値法則

### (1) 価値規定と労働基準

ある使用価値の価値の大きさを規定するのは、「社会的に必要な労働の定量、またはこの使用価値の製造に必要な労働時間」（マルクス『資本論』岩波文庫版(1)、75ページ、以下『資本論』については同版のページで示す）にはかならない。商品の価値が、凝縮した労働時間の一定量であるとするれば、その価値の実体をなす労働は「等一の間労働」であり、「同一人間労働力の支出」である。「同一人間労働力」は、商品世界の価値に表わされている社会の全労働力として無数の個人的労働力からなりたっている。「これら個人的労働力のおのおのは、それが社会的平均労働力の性格をもち、またこのような社会的平均労働力

として作用し、したがって、一商品の生産においてもただ平均的に必要な、または社会的に必要な労働時間をのみ用いるというかぎりにおいて、他のものと同一の人間労働力なのである」(『資本論』(1), 74ページ)。ついで、「価値形成実体」である労働の定量で価値の大きさが測定されるばあいの、社会的に必要な労働時間というのは、「現に存する社会的に正常な生産諸条件と労働の熟練と強度の社会的平均度とをもって、なんらかの使用価値を造り出すために必要とされる労働時間」(『資本論』(1), 74ページ) のことである。

いま、この「価値形成実体」である労働を規定する条件は、これを労働基準といいなおすとすれば、商品価値を媒介とすることによって、歴史的には、この労働基準は資本家階級にとって自身の利益となるということに促迫されるところのものである。マルクスは、『資本論』の第1版の序文のなかで、「近代的窮迫とともに一連の前代から受けついで窮迫がわれわれを圧迫している。それは、古くさい旧式となった生産様式が、その反時代的な社会的、政治的諸関係の付随物をともなって残っていることから生ずる」(『資本論』(1), 14~15ページ) とし、工場法が欠けている場合に悪い状態になることを指摘している。そして、古くさい旧式となった生産様式がともなう反時代的な社会的、政治的諸関係の撤去は、労働者階級の発展をもたらすが、この発展が資本家階級にたいして彼ら自身の利益をもたらすからであるというのである。ということは、「価値形成実体」である労働を規定する条件は、資本主義的生産の発達を前提して成立したものといひ直しうるであろう。すなわち、「現に存する社会的に正常な生産諸条件と労働の熟練と強度の社会的平均度」という労働基準についての内容は、資本主義的生産を前提している。つまり、労働基準は資本主義的生産様式に相応する生産諸関係と交易諸関係のもとで成立するものにほかならない。だから、このような内容としての労働基準の進歩性があたえられるが、他方で、それが形成される過程は、相互に独立した私的労働の特殊的に社会的な性格が、商品生産の諸関係のなかにおいてあたえられるという商品の物神的性格に規定されるがゆえに、きわめて困難な理論上の問題となるのである。

労働生産物が商品形態をとることによって、「人間労働の等一性は、労働生

産物の同一なる価値対象性の物的形態をとる」（『資本論』(1), 131ページ）。それゆえ、この「人間労働の等一性」という内容から規定される労働基準は、労働生産物の社会的関係という形態のもとであられることになる。つまり、「人間労働の等一性」は、労働の社会的性格を労働生産物自身の対象的性格として反映するがゆえに、総労働にたいする生産者の社会的関係も労働生産物の社会的関係として反映することになり、こうした廻り道をして、そこに労働基準が成立するのである。では、この廻り道で労働基準はどのように成立するのか。

商品交換が十分に発達したところでは、生産者たちの私的労働は、事実上、二重の社会的性格（『資本論』(1), 133ページ）をあたえられる。この私的労働は、一方では「特定の有用労働」として「社会的分業の自然発生的体制の構成分子」であり、他方ではそれぞれの「有用な私的労働」が他の「有用な私的労働」と交換される——それは、「抽象的に人間的な労働としてもっている共通な性格に約元される」ことによつてのみ可能となる——ものとして社会的性格をあたえられるのである。総労働にたいする生産者のこのような社会的関係において、私的労働の社会的性格が規定をうけることとなるが、この形態規定のもとではじめて労働基準の設定が可能になるのである。しかも、この労働基準は、私的労働の社会的性格が二重の規定をうけるということにおいて設定されるのである。すなわち、私的労働の社会的性格を反映するものとしての労働基準は、特定の有用労働が総労働の構成分子として必要とされる範囲<sup>3)</sup>において、また、抽象的人間労働への約元に必要なかぎりのものとして与えられるものである。

以上が、「価値形成実体」としての労働の形態規定から導かれた労働基準の質的問題である。そこで、つぎに、この労働基準の量的問題の検討に移ることにしよう。

「ある使用価値の大いさを規定するのは、ひとえに、社会的に必要な労働の定量、またはこの使用価値の製造に社会的に必要な労働時間にほかならない」（『資本論』(1), 75ページ）。もし、その生産に必要な労働時間が不変であるならば、その商品の価値の大きさは不変である。しかし、この労働時間は、労働の生産力における一切の変化とともに変化する。労働の生産力は、「労働者の熟練の

平均度、科学とその工業的応用の発展段階、生産過程の社会的組合せ、生産手段の規模と作用力とによって、さらに自然的諸関係によって、規定される」(『資本論』(1), 76ページ) という。だからといって、労働の生産力の変化が、労働時間を変化させ、商品の価値の大きさを変動させるということは、「価値形成実体」としての労働に、すなわち価値が「人間労働の等一性」の対象化したものであるという規定に直接的に影響するものではない。それが影響するのは、総労働の量が増えることによってである。労働の生産力の変化が、その労働が生む商品の価値の大きさではなく、総労働の量にかかわるかぎり労働基準に影響をあたえるということを理解するために、ここで、既述したところの、労働生産物が商品形態をとることによって私的労働の社会的性格が反映されるということを想起する必要がある。そこで、労働基準について、つぎのような量的説明をあたえることが可能になる。すなわち、労働基準とは、総労働の量の構成分子として規定された私的労働の量的水準にほかならないということである。しかも、労働基準のこの量的水準が、生産者の私的労働の基準として現われるばあいに、私的労働の社会的性格が労働生産物の商品形態においてしか反映しないということから困難が生じる。この困難こそ、商品の物神性における「神秘」に起因するものにほかならない。

私的労働の労働基準が、総労働の量の構成分子として規定されるという場合に、私的労働の社会的性格が労働生産物の商品形態において反映されるということから、労働基準について、つぎのことが導きだされる。すなわち、1つは、労働の生産力の発展は総労働の量の構成分子として規定された労働基準の軽減をもたらすものであるということ。2つは、それにもかかわらず、私的労働が「社会的分業の自然発生的体制の構成分子」として、商品の物神性という「神秘」のなかで労働基準は別の論理に支配されるということである。労働基準を支配するこの別の論理は、資本から剰余価値が生じ、剰余価値が資本としての充用、または剰余価値が資本へと再転化される資本蓄積のもとにおいて、「所有と労働との分離」が生じ、商品生産の所有法則が資本主義的領有法則へと転回することに規定されている。商品生産と商品流通とにもとづく取得の法則、

または私有の法則は、資本家と労働者との間で最初の操作として現われた等価交換が外観的なものでしかなく、内容的には「資本家がたえず無等価で獲得する、すでに対象化された他人の労働の一部分を、たえず再びより多量の活きた労働と交易する」（『資本論』(3), 130ページ）ものである。商品生産・流通の法則からの帰結である「労働と所有との分離」は、当然のこととしては労働の生産力の発展によってもたらされた成果を労働者に帰属させるものではない。もし、労働者が、この成果を少しでも自分のものにしようとすれば、労働力という特殊な商品について、この商品の消費について規制するほかはない。労働力商品の消費の規制は、剰余価値の増加を規制することになる。しかし、元来、交換の法則は、交換価値にとってのみ同等性を要求するものであり、そのうえに使用価値の不等を初めから要求するものである。取引の完了後に初めて開始されるこれら商品の消費とは絶対に無関係である。交換法則のこうした性格からすれば、私的労働の労働基準も、この法則のもとで主張しうる内容と範囲にもとづいてのみ成立しうることになる。交換法則にもとづく労働者の主張が、結果として剰余価値生産を制限しようとも、それが市民的権利にもとづく主張<sup>4)</sup>であるかぎりでは自然権に即して社会的に承認されることになる。

ところで、「価値形成実体」である労働の定量によって価値の大きさが測定されるばあいの、社会的に必要な労働時間は、「現に存する社会的に正常な生産条件と労働の熟練と強度の社会的平均度」（『資本論』(1), 74ページ）をもった労働である。私的労働の社会的性格が、労働生産物の商品形態において反映されることから、価値の大きさを示す労働の定量を秤量するばあいの、市場を媒介することによってもたらされる条件が、労働基準となる。すなわち、総労働の構成基準として成立する労働基準は、商品の価値の大きさを表わす社会的に必要な労働時間を規定する条件としてとらえなおされることになったのである。ただし、ここで注意されねばならないのは、労働の生産力の変化とともに総労働の量が変動し、社会的分業関係のもとで、商品の生産のために社会的に必要な労働時間を規定する条件としてとらえられた労働基準も、変化するということである。もちろん、労働基準の変化が自動的に起きる筈はない。



ところで、私的労働の労働基準について、これまでに明らかにしてきたのは、総労働とのかかわりでの、すなわち「社会的分業の自然発生的体制の構成分子」(『資本論』(1), 123ページ)としての私的労働についてであった。しかし、資本主義的生産においては、協業にもとづく私的労働の基準についても明らかにする必要がある。もちろん、協業は資本主義的生産に一般かつ共通な、同時にその出発点をなす生産方法である。したがって、資本主義に独自の生産様式としての機械制大工業のもとにおける労働基準が問題にされねばならない。とはいっても、労働基準が、「人間労働の等一性」にかかわるかぎりの問題として新しい問題を提起するに過ぎない。機械制大工業による労働の生産力の発展から起きる問題としては、とくに新しい問題をつけくわえることはないのである。そこで、労働基準の新しい問題は、機械制大工業のもとにおける児童労働、婦人労働の問題となる。しかし、これは、次節以下の課題である。

- 3) この範囲は、社会的欲望の充足に必要な総労働に規定されるが、この社会的欲望自体が「社会的分業の自然発生的体制の構成分子」としての私的労働の総体に規定されている。したがって、総労働は、社会の成熟の度合に深く関連している。この点を考慮することが、社会主義における社会的欲望と資本主義のそれとの間の差異を明らかにさせることになる。
- 4) 市民的権利が労働者階級にとってもつ歴史的な意義については、拙稿「現代資本主義における労働者権利」(2)、立命館大学経済学会『立命館経済学』第31巻第3号、1982年8月、91～92ページを参照されたい。

## (2) 工場法と労働基準

使用価値において物質化された労働の定量によって、商品の価値は規定されている。このことは、労働過程の結果として資本家にもたらされる生産物にもあてはまる。

資本家による労働力の消費過程としておこなわれる労働過程は、2つの特異な現象を示す。1つは、労働者は、彼の労働を所有する資本家の管理下に労働することであり、2つには、生産物は資本家の所有であって、直接生産者たる労働者の所有物ではないということである。すなわち、資本家は労働力の日価

値を支払い、労働力の使用は資本家に属するのである。生産物を生産するさいに資本家は、交換価値をもっている使用価値を生産しようとすると同時に、その生産に要した諸商品の価値の総額よりも高い価値をもっている商品を生産しようとする。すなわち、これが価値増殖過程である。かくて資本家は、「1つの使用価値のみではなく、1つの商品を、使用価値のみではなく価値を、そして、価値のみではなく剰余価値をも生産しようとする」(『資本論』(2), 23ページ)のである。いまや、使用価値をつくるかぎりの労働と価値をつくるかぎりでの同じ労働の間の区別は、生産過程で異なった側面の区別となる。すなわち、「労働過程と価値形成過程との統一としては、生産過程は、商品の生産過程である。労働過程と価値増殖過程との統一としては、それは資本主義的生産過程であり、商品生産の資本主義的形態である」(『資本論』(2), 41ページ)。

ところで、労働が労働力の使用であり、資本家による労働力の消費過程である以上、労働基準は、資本主義的生産過程そのものに規定されるものとなる。すなわち、資本主義的生産過程では、労働者は、一定量の労働をつけ加えることによって、労働対象にあらたな価値を付加し、他方で、消耗された生産手段の価値を生産物に移転することを媒介する。また、生産手段は、労働過程においてそれ自身の使用価値の消滅によって失う価値以上の価値を生産物に移転することはない。こうして、生産物の形成において、労働過程の異なる諸因子が演ずる異なる役割から、資本自身の価値増殖過程における資本の構成部分の機能特徴づけることができる。生産手段に転化する資本部分は、生産過程で価値量を変じない不変資本部分となる。労働力に転化された資本部分は、生産過程でその価値を変じ、それ自身の等価とそれ以上の超過部分である剰余価値とを再生産する。この剰余価値そのものは変動し、資本のこの部分は1つの不変量から絶えず1つの可変量に転化するものとして可変資本となる。

労働力に転化された資本部分、すなわち可変資本においては、可変資本の価値は、それによって買われた労働力の価値に等しく、この労働力の価値は労働日の必要部分を規定し、剰余価値の方は労働日におけるその超過部分に規定されている。かくて、「必要労働と剰余労働との合計、すなわち、労働者が彼の

労働力の補填価値と剰余価値とを生産する時間は、彼の労働時間の絶対的大いさ——労働日 (working day) をなす」(『資本論』(2), 92ページ) のである。

この労働日は、その総体の大きさを剰余労働の長さ、あるいはその継続とともに変動させられる。それゆえに、「労働日は規定されうるものではあるが、しかし、それ自体としては定められないものである」(『資本論』(2), 94ページ)。労働日のこの流動的大きさも、ある限界内でのみ変動するものである。すなわち最大限度は、労働力の肉体的限界と自然日とに規定され、最低限度は、資本主義的生産様式のもとでは、必要労働という限度まで短縮されることはなく、したがって最低限度は規定されえないものである。もちろん、労働日の延長は、肉体的限界のほか、に、「一般的な文化状態」に規定された社会的限界をもっているが、これらの限界は非常に弾力性をもったものである。そこで、実際の労働日は、商品交換の法則を拠り所に、商品の使用価値から能うかぎりの効用をひき出そうとする資本家の主張と、価値増殖は労働力の過剰支出であるとする労働者の、これも商品交換の法則を拠り所にする主張とが対立する。「ここには1つの二律背反が、ともに等しく商品交換の法則によって、確認された権利と権利との対立が生ずる。同等な権利と権利とのあいだでは、力がことを決する。かくて、資本主義的生産の歴史においては、労働日の標準化は、労働日の諸制限をめぐる闘争として現われる」(『資本論』(2), 99ページ) のである。

資本による労働日延長の衝動、すなわち剰余労働にたいする「<sup>ヴェールワオルフ</sup>人狼的渴望」は、それが無拘束のままに放置されることによって、深刻な過度労働を続けさせる。しかも、この過度労働は、夜間労働と交替制によって名目的労働日の限界がこえられるために、それはいっそう深刻なものとなる。この労働日の延長が、人間労働力の「萎縮」をつくりだし、労働力から「正常的な精神的および肉体的な発達と活動の諸条件」を奪うだけでなく、労働力の「早すぎる消耗と死滅」とを生産するのである。しかし、資本家は、経験的にも過剰人口の存在を知っている。すなわち、「発育不完全な、短命な、急速に交替する、いわば未熟のうちに摘み取られる、各世代の人間」(『資本論』(2), 158ページ) や、工業人口の衰退を緩和するために「農村からの自然発生的な生命要素の不断の吸

収』（『資本論』(2), 158ページ)によっても、この過剰人口が確保されることを、資本は知っている。このかぎりでは、資本による児童労働にたいする法的制限は現われない。もともと労働時間の法的制限は、発展した資本主義的生産方法の結果、「自由な」労働者が、その習慣的生活手段の価格をもって、その全活動的生活時間、すなわちその労働能力そのものを売ることによって自由意志をもって同意するようになってからである。すなわち、労働能力の自由意志による販売において、労働日の法的拘束は問題になるにいたった。しかし、イギリスの1833年工場法においても、その法的拘束の立案者たちは、成年労働力の搾取にたいする資本の自由を侵害する意志はなく、工場法による資本の自由の侵害という帰結を予防するために、資本は「独特の一制度」としてのリレー制度(system of relay)を案出した。この制度によって、児童労働にたいする労働時間制限、夜間労働の禁止も、資本の自由を侵害することをまぬがれたのである。他方では、監督官制度が設けられたことにより、しかも政府任命の専任検査員制度が導入されて実効性をもつことになって、1833年法以来、やっと標準労働日が始まることになった。

労働日の制限は、児童労働の制限、未成年と婦人の労働の制限として始まった。これに対し、資本はリレー制度を利用して成年労働者の労働時間を延長させ、成人労働に、未成年、婦人労働者の法定時間をこえる労働をもたらしさせた。したがって、リレー制度が禁止されるまで、成年労働者の労働時間の制限は、実効のあるものとはならなかった。1830年前後において急展開をみせた<sup>5)</sup>イギリスの10時間運動は、その歴史のもとで労働時間の短縮にたいする資本の抵抗をもっともよく示している。なお、この10時間運動は、1830年代の長く続いた不況の時代では、労働組合主義の限界が現われ、その衰退もあって、チャーチスト運動の展開を背景にして労働時間短縮の成果をあげていった。<sup>6)</sup>すなわち、チャーチストは、F.オーコナーからE.ジョーンズの時代に移るなかで、10時間運動も1847年法（10時間労働日法）を成立させ、一応の目的を達した。

ところで、工場の組織された機械体系によって大工業が出現すると、資本は労働者を「補助的労働力」に置きかえることを進めた。こうして、婦人労働と

児童労働とは、賃金労働者の数を増加させる手段に転化した。同時に、機械装置によって未成年、半成年の労働が充用されるばあい、資本関係の形式的媒介、すなわち資本家と労働者の契約関係は、「自由な人と人とのあいだの契約という外観」すら失い、後に「工場制度への国家干渉を許す法律的根拠を与えた」(『資本論』(2), 365ページ)のである。また、機械装置の資本主義的使用は、「一方では、労働日の無制限な延長への新しい強力な動機をつくり出し、またこの傾向にたいする抵抗を打破するような仕方では、労働様式そのものと社会的労働体の性格とを変革するとすれば、他方では、一部は労働者階級中の従来は手の届かなかった諸層を資本に役立てることにより、一部は機械に駆逐された労働者を遊離させることによって、資本の命ずる法則に従わねばならない過剰労働者人口を生産する」(『資本論』(2), 383ページ)。さらに、機械装置が生み出す無制限な労働日の延長が法的規制を受け、標準労働日が成立すると、この標準労働日の基礎のうえに、労働の強化が発展してくる。機械の速度を早め、同じ労働者が監視する機械装置の範囲を拡大し、機械装置の構造を改良することで労働は強化される。<sup>7)</sup>

このように、工場法による労働時間の制限にたいし、労働者の健康、したがって労働力そのものを破壊する労働の強度を、資本は生みだしたのである。しかし、標準労働日の基礎のもとでの労働の強化にたいして労働者は労働時間の短縮を要求した。いまや、労働者のこの要求は、雇主と労働者とのあいだの労使関係の一部に転化することになった。それは、リレー制度によって労働時間の延長と賃金率の低下とがもたらされることがきっかけになっている。もちろん、そのためには賃金、労働時間にかんする労使紛争にあたって、争議手段にたいする緩和が<sup>8)</sup>なされ、労働組合が法的地位はもとより社会的位置を認められることが必要であった。

工場法の、ひいては労働基準の一般化で、資本の集積と工場体制の独裁が一般化し促進される。これによって、「資本の支配をなおある程度まで隠蔽しているすべての古い形態と、過渡形態とを破壊して、資本の直接露骨な支配をもってこれにかえる。したがってそれは、この支配にたいする直接の闘争をも一

般化する」(『資本論』(2), 530ページ)。この直接の闘争の具体的過程において、労働基準は、やがて労使関係のなかにとりこまれていくのである。

- 5) 10時間労働運動の起源は、1825年にまでさかのぼることができるが、当初の運動は綿業地域のいくつかの都市に限られていた。1830年になって、運動は労働者階級を中心的な勢力としてまきこみ、ヨークシャー地方からその起爆力を引きだした(B. L. ハチンズ・A. ハリソン, 大前朔郎他訳『イギリス工場法の歴史』, 新評論, 1976年, 44ページ)。
- 6) チャーチスト運動と労働組合運動の関係については、「直接的連関はむしろ希薄であった」(ヘンリー・ペリング, 大前朔郎・大前真訳『新版イギリス労働組合運動史』, 東洋経済新報社, 1982年, 39ページ)が、10時間労働運動とチャーチスト運動について、両者の協力が完全に失敗したとはいえなかった。この間の経過については、小川喜一『イギリス社会政策史論』, 有斐閣, 1961年, 129ページ以降参照のこと。
- 7) 1873年のブリッジスとホームズによる繊維産業地域の調査によっても、1847年工場法以来の労働強化の3つの方法としてあげられている(前掲『イギリス工場法の歴史』, 176ページ)。
- 8) たとえば、1859年の「労働者妨害排除法」(Molestation of Workmen Act)など。

### 3 労働基準と資本主義社会

#### (1) 労働基準と生活基準

イギリス工場法の歴史が示すように、労働基準の形成は、保護労働者の労働の法的規制にたいする資本家の抵抗過程をとおり、標準労働日が労使関係の一部として労使で合意され法認されたものである。また、標準労働日としての労働基準は、チャーチスト運動のごとき政治運動と、「全国労働組合大連合」(Grand National Consolidated Union) 結成の動きなど労働組合運動との2つの運動が、10時間運動にみる両者の関連のごとく、特殊歴史的経過をたどりながらもその成果としてもたらしたことを留意する必要がある。こうした歴史は、一方で資本主義的生産様式にとっての国家が、対立する階級を統括していく過

程を示し、他方で、労働基準の法的規制によって、国家の経済的調整の過程を示している。いうなれば、これら2つの側面において、国家の政治的・経済的機能について、その歴史は示唆しているのである。

しかしながら、就業労働者については、たしかに私的労働の労働基準を法的に規制し、この基準がブルジョア社会として承認されはするが、現実には労働市場における条件がこの労働基準を規定することからすれば、失業者をふくめて、この労働基準のもつ社会的意味が問題にされる必要がある。ところが、資本主義的蓄積によって生みだされ、またその楨杆となる相対的過剰人口は、まるで資本が自分の費用で育てあげたかのごとく資本に絶対的に従属しているという意味で産業予備軍にほかならない。この産業予備軍という規定は、したがって資本にとって自由に労働者の吸引と排出とが可能であるということの重要であることを示しているに過ぎない。しかも、「失業者の圧力は、就業者により多くの労働の流動化を強制し、したがってある程度まで、労働の供給を労働者の供給から独立させる」(『資本論』(3), 223ページ) ことができるのであるから、産業予備軍の存在は、そしてその増加は、何らかのかたちで就業労働者の労働基準に影響せざるをえない。しかし、相対的過剰人口の存在そのものは、労働基準が法的規制されるのとは別に、基本的には放置される。それは、相対的過剰人口の存在形態において示される流動的、潜在的性格と、停滞的ではあるが就業しているという相対的性格にもとづく。ただ、「固定的過剰人口」(『資本論』(3), 230ページ) が産業予備軍の現役労働者軍に比して増加するとともに拡大することが、社会的に問題となる。労働者階級の極貧層と産業予備軍とが増加するとともに、「公認の被救護貧民」もますます増加するからである。この救貧層の存在は、「資本主義的生産の空費(faux frais)」(『資本論』(3), 229ページ) を要するが、その負担の大部分について、資本は労働者階級や下層中間階級に転嫁するのである。

労働基準に変更がない以上、不況は失業を増加させ、その失業者の生活が困難になることは明らかである。それだけではない、失業の圧力は現役労働者にも影響せずにはおかない。すなわち、「たえず増大する生産手段量が、社会的

労働の生産性の進歩によって、累進的に減少する人間力の支出をもって動かされうる」（『資本論』(3), 230ページ）という法則は、労働者が労働手段を利用するのではなく、反対に労働手段が労働者を使用する資本主義的基礎のもとでは、「労働の生産力が高くなればなるほど、労働者が彼らの就業手段に加える圧迫は大きくなり、したがって、他人の富の増加または資本の自己増殖のために自分の力を売るといふ彼らの生存条件は、ますます不安定になる、ということにおいて表現される。したがって、生産的人口の増加よりも急速な生産手段と労働生産性との増大は、資本主義的には逆に、労働者人口は資本の価値増殖欲望よりもつねにより急速に増大する、ということに表現される」（『資本論』(3), 230～231ページ）のである。すなわち、資本の価値増殖欲望よりもつねに急速に増大する労働者人口のもとで、労働手段に使用される労働者は、労働の生産力が高くなるほどに、労働者が彼らの就業手段に加える圧力は強くなり、労働力販売競争は激化して、労働者の生存条件は不安定さを増すのである。

労働者の生存条件が不安定さを増すなかで、労働者の貧困の実態はどのようにとらえられてきたのであろうか。1899年の秋、イギリスの地方都市ヨークの調査から、B. C. ラウントリーは、ヨーク(当時の推定人口は75,812人であった)における貧乏人総数が同総人口の27.84%、賃金所得者総数の43.4%（「第1次的貧乏」、すなわち総収入が家族員の単なる肉体的能率を保持するための最小限度すら充足できないもの、7,230人、ヨーク総人口比9.91%、「第2次的貧乏」、すなわち総収入の一部が他の出費にまわされない限り、単なる肉体的能率を保持するに十分なもの、13,072人、同総人口比17.93%）に達するという結果を報告している。この調査では、「第1次的貧乏」の直接的原因として、主たる賃金所得者の死亡（同貧乏層の15.63%）、主たる賃金所得者の病気または老齢(5.11%)、主たる賃金所得者の失業(2.31%)、不規則労働(2.83%)、家族員数の多数(22.16%)、低賃金(51.96%)とされている<sup>9)</sup>（B. S. ラウントリー著、長沼弘毅訳『貧乏研究』、千城刊、1975年、133～134ページ）。しかし、低賃金とされたばあいの賃金所得者の中心は、工場勤務または鉄道従業員であり、多くは未熟練労働者である（『貧乏研究』、146～147ページ）。調査のおこなわれたこの時期は「異常な好景気に恵まれていた時期」（『貧乏研究』、335



ページ)ではあったが、それでも、「総人口の約4分の1以上のものが、貧乏生活をしている」(『貧乏研究』, 340ページ)というのが結論であった。労働基準は、当然、生活基準をクリアーする場合にのみ意味があるのであって、標準労働日の成立によってのみでは、労働基準が成立するとはいえない現実を知ることができる。

標準労働日ということからすれば、1866年にジュネーブでひらかれた国際労働者大会(第1インターナショナル)で、イギリス代表が提案し、8時間労働制要求として労働時間問題が国際労働運動の要求となるにいたった。しかし、8時間労働制の実現は第1次世界大戦前までは成立しなかったし、戦争は逆に時間短縮運動の成果を奪うものとなった。第1次大戦前までのイギリスの労働時間は、9時間か10時間が大部分であった。遅々としてではあれ、労働時間は短縮されてきたが、しかし、生活面は、労働者のとりわけ未熟練労働者では、貧困な状況が支配的であった。このことは、労働日が労働基準として生活の安定をもふくみ、賃金の問題、労働時間との関連では賃率の問題を抜きにして、労働基準が成立したとはいいがたいことを示している。労働日が必要労働と剰余労働から成りたつ以上、資本の蓄積欲は必然的に必要労働にたいする支払を節減しようとするものであって、リレー制度と結びついて労働時間が延長されたように、資本からすれば労働日の名目的限界をこえ、賃率を下げようとする。労働日の名目的限界にしても、賃率にしても、労働者と資本家との直接交渉にすべてを委ねることで、労働基準を確固たるものとすることはできない。そこで、問題は、労働基準の確固たる成立のための保証に、どこまで国家が責任をもつかということに帰着する。しかしながら、国家によって保証される労働基準が労働日でしかないばあいに、労働日の名目的限界を解消しようとする資本の欲求を法的に規制することは、労働日をめぐる労働者と資本家の主張が、ともに商品生産・交換法則にもとづいているがゆえに、国家の責任としてとりくむことも可能である。しかし、労働強度のごとく、資本主義的生産を基礎とし、それに独自の生産様式たる機械制大工業のもので、それが労働の生産力に一体化して秤量され、資本の生産力として把握されることから、労働基準とし

ては独自に成立しがたいものもある。そうだとすれば、労働日として労働基準の法的規制が実現しただけでは、当然ながら、必要労働にたいする支払を増加させることはありえない。そればかりか、資本の価値増殖欲望よりも急速に進む労働者人口の増加を抑制することもできずに、就業手段にたいする労働者の圧力のゆえに生存条件の不安定がますます強まることになる。それは、低賃金や失業として、労働者の生活を貧困化することになる。

こうして、労働基準が社会的に認められるばあいでも、労働日にたいする法的規制にとどまるかぎり、労働基準はそれのみでは労働者の生活基準を保障するものとはなりえないのである。労働者の生存条件の不安定をつねに増進させるのが産業予備軍の創出とその増加である。労働基準とは別に労働者の生存条件の不安定が増大するということから、また、B. S. ラウントリーが「第1次の貧乏」の直接的原因とした諸項目からみても、生活基準が労働基準とは別個の基準としてたてられねばならないことを知るであろう。いまや、われわれは、労働基準と生活基準とが、資本蓄積のもとで、また資本主義的蓄積の一般法則の帰結として乖離されることを確認するのである。

ところで、労働基準は、それが総労働の構成基準として総需要にかかわることからすれば、本来的にそれ自体が生活基準と一体のものである。私的労働の社会的性格は、労働生産物が商品形態をとるもとのみ反映されるので、労働基準は、価値形成労働としての支出を秤量する労働時間で示されることになる。資本主義的生産様式のもとで、労働者の生活時間は、資本の専制のもとで労働時間へと転化するが、この労働時間のうち労働者に支払われる必要労働時間部分<sup>10)</sup>が労働者の生活基準にはかならない。この限りでは、生活基準は、労働力の再生産費を反映するものである。そして同時に、労働基準が労働時間、すなわち労働日として反映することにおいて、すでに労働基準と生活基準とが乖離する原因が含まれている。労働日は必要労働時間と剰余労働時間から成っているのであるから、労働力が価値どおりと前提すれば、労働日の制限は剰余労働にたいする制限を意味する。資本の蓄積欲からすれば、労働日のこの名目的限界をこえて時間を延長し、賃率を低下させようという意図が働くし、未熟練労働

者との置きかえによっても、生活基準はそれ自体が独自の基準として乖離することになる。この乖離も、標準労働日が法認され、厳格にその制限が遵守されることによって本来さけられるものである。しかし、資本蓄積によって産業予備軍が増加し、それが労働者の就業手段への圧迫を強めるにつれて、生活基準は労働基準からの乖離を現実化していくのである。

産業予備軍が、労働者の就業手段に圧迫を強めていくなかで、労働者の生存条件が不安定さを増すというばあいには、確認しておかねばならないことがある。第1は、資本の価値増殖欲望よりもつねにより急速に増大する労働力人口の給源として、女子と未成年の労働力があるということである。その背後にあるのは機械装置の使用によって、職人的熟練が解体し、不熟練ないし未熟練労働者が増加してくるということである。これら不熟練ないし未熟練労働者の賃金は、極めて低い水準におかれ、労働基準からの生活基準の乖離はこの階層においてもっとも一般的に反映される。ただ、それが社会的に問題になりにくいのは、古い家族制度のゆえである。労働力の価値が分割されるのである。第2に、労働者階級の極貧層と産業予備軍の増加につれて、公認の救貧層も増加するということである。この公認の救貧層にたいする救護が、そのまま労働者の生活基準となるわけではない。労働者の生活基準の社会的承認は、現役労働者のたえず増大する層の貧困によって、労働基準からの生活基準の乖離が社会的に鮮明になるまで待たねばならなかった。つまり、失業の増加と慢性化によって、失業問題が社会問題になるということである。失業問題が失業者運動を媒介にして社会問題となり、失業にたいする対策が、救貧法の対象から離れたとき、そこにあらためて労働基準と対照される生活基準が現実のものとなるのである。

9) 「第2次的貧乏」の直接的原因とされているのは、「飲酒・賭博、家計上の無知または不注意、その他計画性のない支出（これは、収入の不規則性からくるものが、しばしばある）」(前掲『貧乏研究』, 156ページ)。

10) マルクスは、資本主義体制の内部では、「労働の社会的生産力を高めるためのすべての方法が個々の労働者の犠牲において実行されること、生産の発展のためのすべての手段が生産者の支配搾取手段に変じ、労働者を部分人間に不具化し、彼を機械の付属物に引下げ、彼の労働の苦痛をもって労働の内容を破壊し、独立の力としての科学が労働過程に合体されるにしたがって労働過程の精神的諸力を

彼から疎外すること、これらの手段は彼がそのもとで労働する諸条件を歪め、労働過程中きわめて狭量隠微な専制に彼を服させる」（『資本論』(3), 231ページ）とし、そのような内容として生活時間が労働時間に転化するとしている。しかも、その労働時間は、必要労働時間と剰余労働時間からなり、必要労働時間自体が資本蓄積のために節約されようとする。それゆえに、この労働時間は、ただ労働基準としてのみでなく生活基準からもとらえられねばならず、生活基準がたんに消費水準でない意味もここにある。

## （2） 国家による階級「統合」と労働基準

労働日の名目的限界が法的に規制された基礎のうえで、賃金について、法定労働時間を前提とするという意味では賃率について、労働組合による交渉が社会的に承認されるようになったとき、賃金をふくむ労働基準の形成にたいして労働者が参加することになる。労働基準にたいする労働者のこのような関与において、労働基準は生活基準を包摂した基準であるといえる。ところで、産業予備軍が増大するにつれて、労働基準と生活基準の乖離がはじまるが、この乖離は、独占資本主義のもとでは失業が増加し慢性化するもとで決定的となる。この段階では、法定労働時間を前提にした労働者と資本家との賃率交渉は、工場からの過剰な雇用を排除する以外に実現の可能性は少ない。なぜならば、独占が成立するとともに、景気循環は変容し、資本は、不況の深化と長期化で過剰雇用を保てないからである。また、今日、好況期についても、技術革新が資本蓄積の条件に強いインパクトをあたえ、好況は独占資本による強蓄積で激しく高いものとなるが、その割には雇用の増加をもたらしなからである。

こうして、独占資本主義のもとで、独占の経済支配の体系に即して、失業が景気の循環による増減をこえて、慢性的に過大に存在する状況、すなわち構成失業が発生する。それによって、労働基準と生活基準の乖離は恒常化することになる。労働者が、ストライキ戦術によって雇い主から譲歩をかちとろうとすると、大量の失業者が、そのストライキをしている不熟練労働者にかわって労働市場に供給されるとすれば、そのストライキの効果の低下が危惧されざる

をえない。1890年代、ストライキに頼る「新組合主義 (new unionism)」の、あいつぐ敗北によって、この危惧は現実のものとなった。かくて「新組合主義」は、既存の組合運動の型にむかうことになったし、「職能別」組合としての旧組合と「新組合主義」との間は、旧組合指導者たちが新組合の方針に十分な支持をあたえることによって調整されていった。そのことが、T・U・Cの分裂を回避させたのである。この時期に「新組合主義」だけでなく、旧組合もその勢力を拡張したが、イギリスの労働組合運動は、「新組合主義」に促迫されて大きく変わっていった。すなわち、その変化として「独立労働党」(Independent Labour Party)の形成、社会主義者勢力の拡張を数えあげることができる。いまや、労働組合運動にとって、最大の問題は、スト破りに対抗することであった。<sup>11)</sup>

労働組合の法的地位の確立は、ピケッティングの強制撤去と労働組合基金にたいする賠償要求を認めた「タッフ・ヴェイル (Taff Vale) 事件」の判決を破棄させることであった。労働党は、「労働組合の指導者が編みだした1つの武器であった」(ヘンリー・ベリング著、大前朔郎・大前真訳『新版・イギリス労働組合運動史』、東洋経済新報社、1982年、148ページ)。1906年の労働組合法によって、労働組合の賠償免責と平和的ピケッティングが認められ、統騰する物価のもとで賃金闘争が盛りあげられることになった。<sup>12)</sup>しかし、不況の時期には、賃上げは成功せず、資本の賃下げ計画を撥ねかえすことは困難な状態にあった。

労働組合と国家との関係は、労働組合の法的地位の確立をめぐる深まっただけではない。労働組合運動が成長するなかで、斡旋・調停・仲裁によってもこの関係は深められた。第1次世界大戦で、労働慣行にたいして、労働党の協力のもとに、国家による規制が加えられることになった。<sup>12)</sup>しかし、戦争終結とともに、労働慣行は旧にもどされた。そればかりか、仲裁制度にしても「産業裁判所法」(Industrial Courts Act)によって労働裁判所が設置されることになったし、最低賃金制にしても、1909年の「賃金委員会法」(Trade Boards Act)の1917年の改正によって、適用される職業範囲が拡大された。こうして、労働者がこれまでに獲得し築きあげてきた労働慣行は、ある場合には、保障のため、ある場合は規制のために、法制化し制度化されていくことになった。国家の介

入によって制度化された労働慣行としての労使関係制度は、1つには、この労使関係制度のもとに資本家階級と労働者階級とを統括することによって、国家行政と労働階級との独自の関係を成立させる。そのばあい、国家は商品生産・交換法則によって規定されるブルジョア社会として階級を統括するのであるから、国家行政のもとにおける労働者階級は、ブルジョア社会の構成員としての権利者となる。2つには、それは、国家による統括が制度を媒介とする以上、労働慣行のすべてを包摂できるものではない。なぜなら、制度化される労働慣行は、その最も進んだ水準で制度化されることはなく、多くは普通的水準より低め的水準で制度化されるからである。また、制度化された場合でも、その制度のもとで労働慣行が新しい水準で形成されることがありうるからである。

しかしながら、労働組合が社会的に承認され、労働者階級が資本家階級との交渉によって労働基準および生活基準の形成と保障に参加することができるようになったとき、その実効性は、失業の増加と慢性化によって損われがちであった。すなわち、構成失業は、労働基準と生活基準との乖離を押し進め、労使関係制度のもとの労働組合は、それゆえに賃金・労働条件の改善のための力を減殺されることになった。こうして、労使関係制度は、労働者階級の状態改善にとって十分に機能しうるものとはならず、したがって労使関係は、階級協調の効果を低下させ、対立する階級の国家による統括の限界をしめすことになる。それはまた、ブルジョア社会の本質が、この国家による統括によって少しも変更されないことを意味している。国家は階級協調の別の努力を必要とした。

さて、構成失業が、労働基準と生活基準との乖離を押し進めるなかで、社会保険制度が成立するようになった。社会保険制度の普及は、後進資本主義国ドイツの場合を別にして、<sup>13)</sup>イギリスでは、1911年の国民健康保険法成立以後になる。この時期のイギリスでは、死亡にたいする小口の簡易保険は普及していたが、疾病と失業にたいする共済組合、労働組合からの手当や扶助料の支給は、僅かしか普及していなかった。まして、疾病や失業におそわれたばあい、その保険料の支払そのものが困難になることは明らかであって、しかも、賃金そのものが低いことも、その普及を著しく困難にしていた。そこで、ロイド・ジョ

ージによって国民健康保険が提案されることになる。その時までには、疾病については、労働組合による共済事業が早くから発展していたし、その領域は老齢・廃疾・遺族救済にまでおよんでいた。他方、労働災害については1897年の労働者災害補償法によって無過失責任主義が採用されたし、70歳以上の貧困にたいしては資力調査を条件とはしたが、老齢年金法(1908年)による国家扶助が実施されていた。また、失業にたいしては、労働組合によってその保障が早くから実施されてきた。しかし、当時の労働組合は、主として熟練労働者を組織したものであったので、労働組合による失業扶助は、その対象を極めてかぎられていた。こうした状況のもとで、国民健康保険法が制定されることになったが、これによって労働組合運動が鎮静化することにはならなかった。しかし、「問題はいろいろあるが、社会保険によって保険的所得再分配が行われたことは確かであり、そのことによって労働者の健康は保持され、その生活はより安定化したことは、認めねばならぬ」(近藤文治『社会保険』岩波書店、1963年、164ページ)ともいえよう。もちろん、失業の圧力から労働市場が解放されないかぎり、独占資本主義のもとで、賃金の低下・停滞は防ぎようはない。

ところで、失業者の救済では、労働能力者を救貧法の対象から排除することが意図されつつも排除されえないという経過のなかで、チャーチスト運動、失業者運動に触発されながら、それ自身が1つの独自の課題となってきた。すなわち、1834年の救貧法調査委員会報告は、賃金補助制度(speenhamland system)の克服を目ざし、労働能力者の院外救済を廃止しようとするものであった。しかし、その意図は、景気の悪化で失業と貧困が増加するとともに不成功に終わったが、なお、労働場(labour yard)の開設と労働テストとを実施することを実現した。これによって、労働場での労働テストなしの院外救済は拒否され、新救貧法における救援抑制の意図は、なお存続したのである。その結果、救貧の規模は縮小したし、その救済の水準は、きわめて劣悪なものとなった<sup>14)</sup>。劣等処置の原則(principle of less eligibility)と中間的な院外救済を認めないという新救貧法の原則は、1873年に始まる大不況を境に大量に発生した失業によって、破産させられることになった。1886年のチェーンバレンの通達は、その破産を

宣したものであった。

1909年に、王立救貧法委員会の「多数派報告」(Majority Report)と並んで発表された「少数派報告」(Minority Report)は、前者が救貧法を支持したのにたいし、その全面的廃止と新制度を提案した。この提案は、自由党政府のもとで、老齢年金制度、職業紹介所を実現し、国民健康保険法を構想させることになった。しかし、自由党によるこのような対応は、深刻化する失業のもとで高まる労働者の声に妥協を迫られてのものであった。ところで、失業者運動が急速に発展したのは、1880年代に入ってからであった。90年代の不況は、失業をいっそう深刻なものにし、政府は、いまや失業そのものへの対策をせまられるようになった。かくて、1892年から地方官庁による公共事業が実施されるようになったが、それは慢性化した失業にたいして、あらためてその困難さを認識させることになった。ここに失業者対策は、雇用保障への手がかりをえた。

さて、こうした大量の失業も、第1次大戦によって一時的には緩和されたが、戦争の終結は、再び失業を深刻化した。戦時中に拡張された失業保険は、平時に復するとともに緊急措置を採ったが、それにもかかわらず、なお戦後恐慌に起因する深刻な失業で、財政的に大きな困難に遭遇することになった。さらに、1929年の世界恐慌は、失業保険の処理をなおいっそう困難にした。そこから、社会保険の体系的構成と雇用対策とが、一体化した政策として要請されることになった。しかし、こうして社会保障として体系化が指向されたにしても、その実現は第2次大戦への労働者の協力と引きかえであったし、失業の減少も、労働者が戦時労働にかりたてられることによってしか実現しなかった。

こうして、資本主義の最大の病弊たる失業は、ナチスと戦争とに、その解決をゆだねることになった。また、それゆえに失業問題の解決は、ファシズムと戦時国家独占資本主義において、労働者を国家に統合することにもなったのである。しかし、この「統合」が、労働と生活の基準を悪化させるものであったことは、ファシズムと戦時労働の歴史が、つとに物語っているところである。

- 11) イギリスでは、1871年法および1875年法によって、労働組合の法的地位は保障され、平和的ピケティングも75年法で認められた。さらに、組合基金も、不法



行為が行われたばあい、損害賠償を免責された。しかし、労働組合のこうした地位も、1890年代には著しく低下した。それはスト破りの労働者にたいする保障の問題にかんして、かの労働組合の法的地位が低下したことである。1890年代は、「テンパートン・ラッセル事件」と「アレン・フラッド事件」では、労働組合の法的賠償問題について、裁判の結論は全く逆になるなど、混乱をしめした（『新版・イギリス労働組合運動史』、123～126ページ）。

- 12) もちろん、この間、ショップ・スチュアードの活動が考慮されねばならない。
- 13) ビスマルクの社会保険制度は、帝政国家と社会民主党の対立に触発されたもので、ブルジョア国家による労働者問題の把握とは区別する必要がある（拙稿「現代社会政策論の課題」『立命館経済学』第22巻第3・4合併号、142ページ）。
- 14) 新救貧法には、重大な矛盾があったが、なお、それが存続しえたのは、「労働者階級の『自助』と『節約』による相互扶助活動と慈善的救済事業の発展」によって補われ、支えられたからという（高島進『イギリス社会福祉発達史論』、ミネルヴァ書房、1979年、84ページ）。